

第3章

歴史的風致の維持及び 向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市は昭和20年(1945)の前橋空襲で中心市街地の約8割を焼失し、多くの歴史的な建造物や街並みが失われたが、戦災復興の土地区画整理事業を経て全国に先駆けて復興した。高度経済成長期には工場誘致や住宅団地造成によって飛躍的な発展を遂げ、開発路線が本市の都市づくりの基調となり、市内の寺院や墓地は郊外に移転し、古い建物も老朽化などを理由に解体されていった。かつての中心市街地における象徴的な建物であった百貨店やレンガ倉庫等が2000年代以降次々と解体されたことは市民の記憶に新しい。

現存している歴史的建造物については、これまで文化財保護法に基づく措置や公有化により保存・活用を図ってきたものの、中には十分に活用が出来ていない文化財もある。さらには、実態把握及び学術調査が十分でないために、指定や保護の対策が取られていないものも少なくない。歴史的建造物の老朽化が進み、維持管理に係る所有者の負担が増大する中で、歴史的建造物の更なる減失が懸念されている。

文化財保存活用地域計画や個別の保存活用計画に関しても、現状では未策定であるため、各文化財の保存管理・整備活用の方針が定まっていない。今後文化財の調査や指定を進めていくにあたり、調査体制の整備や文化財専門職員の確保についても課題となっている。

(2) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する課題

本市の歴史的風致を構成する活動や伝統祭礼の多くは、自治会等の地域の住民が中心となって受け継がれてきた。ところが、近年は少子高齢化や若年層の転出により地域を取り巻く環境が大きく変化しており、活動の担い手を確保することが難しい状況になりつつある。また、山車や神輿、伝統的な衣装等の維持・修繕には多額の費用を要するため、資金面での負担も大きな課題となっている。

とりわけ令和2年(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動規模の縮小や行事の中断が相次いでおり、若い世代が伝統文化に触れる機会が減少している。また、通常であれば祭礼や行事の運営は新旧役員間で引継ぎが行われるが、その詳細は十分に記録化されていないため、このままの状況が続けば継承が困難となってしまうおそれもある。

(3) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する課題

歴史的風致の維持向上及びまちづくりの推進を図っていくためには、本市の歴史文化を多くの人に知ってもらい、市民のシビックプライドの醸成や本市のブランド力を高めることが必要である。平成25年(2013)に歴史文化遺産活用委員会が発足して以来、「前橋四公祭(街なか)」・「新陰流流祖祭(桂萱地区)」・「大胡城牧野氏まつり(大胡地区)」等の新たなイベントの開催や「前橋学ブックレット」の作成・販売、前橋学市民学芸員によるガイド活動の取り組みが市内各地で行われるようになった。さらに平成27年(2015)には本市が大河ドラマ「花燃ゆ」の舞台となる等、歴史文化に関連するプロモーションの機会が増え、市民の関心は年々高まりを見せている。

一方で、歴史文化に対する興味関心は年代間で温度差があり、特に若い世代の取り込みが課題となっている。近年はコロナ禍のため大規模なイベントの開催が難しいこともあり、デジタルを活用した新たな情報発信と認識向上の方法が求められている。

（４）周辺環境の景観保全・形成に関する課題

戦後、本市では区画整理事業等でまちの更新を繰り返してきたことから、古くからの景観を残す地域は郊外にわずかに残るばかりである。その中の一つ、大型養蚕農家や檜ぐねが集積する総社山王地区で行われたアンケート¹によれば、年数が経つほどに「集落景観を維持すべき」とする意見が減少傾向にあることが明らかとなった。住民に話を聞くと、自分の代のうちは維持するつもりであるが、維持管理にかかる費用が膨大であるため、子や孫の代には引き継げないだろうと口々に話す。また、昭和 62 年(1987)には道路整備の一環で地区内を流れる五千石用水が暗渠化されるなど、地区を特徴づける景観が徐々に失われている事実がある。こうしたことから、手立て無しではいずれ集落景観が消滅してしまうおそれがある。

中心市街地では、前橋まつりの山車や神輿が巡行するルートのほとんどが一般的なアスファルト舗装の道路であり、まつり開催時以外は歴史的な趣を感じづらい状況にある。最近では、アーバンデザインの策定を契機に景観に対する意識が官民ともに高まり、特に県庁前通り周辺でレンガ調の建築物が増加しているが、景観に関する具体的なガイドラインが無いために色彩やデザインにばらつきが見られる。

赤城南麓地域においては、地域の食や農産物、生活、歴史文化、自然を大切にしながら、スローな生活と環境と多様性を尊重したまちづくりを目指す「スローシティ（チッタスロー）」の取り組みを推進している一方で、民間事業者による太陽光発電設備が次々と設置されており、周辺の自然景観との不調和が課題となっている。また、道路沿いでは適切な管理がなされず老朽化した屋外広告物が散見され、景観阻害の一因となっている。

（５）歴史的風致を活用したまちづくりに関する課題

本市では、総社地区の歴史顕彰活動や桂萱地区の上泉伊勢守顕彰活動に代表されるように、地域をあげての歴史的風致を活用した取り組みが 50 年以上前から展開され、地域づくりの根幹をなしてきた。そうした中、平成 25（2013）～28 年度（2016）にかけて 2 期にわたる「歴史文化遺産活用委員会」が設置されて以来、オンリーワンと呼べる歴史文化遺産の発掘や前橋の魅力発信を図る全市的な動きが活発となっている

既に歴史的風致を活用したまちづくりが行われている地域については、そうした取り組みを一層推進していくことが求められる。一方で、歴史的風致があるもののまちづくりの活動に至っていない地域については、行政・関係団体・住民が一体となり、住民間の意識醸成や活動の基盤づくりを展開していくことが課題となっている。特に中心市街地では、令和元年（2019）に前橋市アーバンデザインが策定されて以降、地域固有の資源を最大限活用したまちづくり（ローカルファースト）が重要視され始めた。今後は官民が連携し、歴史的風致を効果的に活用したまちづくりがより一層期待される。

¹・平成 18 年（2006）山王地区の文化的景観や歴史文化財への意識／高崎経済大学戸所ゼミ調査（戸所隆（2007）「文化的景観としての養蚕農家とその保存活用政策－前橋市総社町山王地区を中心に－」、『産業研究（高崎経済大学附属研究所紀要）』第 43 巻第 1・2 合併号、pp.98-116）

・平成 25 年度（2013）総社山王地区の養蚕農家等の保存に関するアンケート調査による住民意識の把握／前橋市調査

（６）周遊性の向上に関する課題

本市ではこれまで、テーマ別モデル観光コースの設定や、歴史的資源を有する地域間の連携を図る等、歴史文化遺産活用委員会によるソフト面での取り組みが行われてきたが、ハード面ではいまだ課題が残る。

まず、本市の歴史的資源は各所に散在しているため、交通手段には自動車を利用される場合が多い。しかしながら、歴史的資源の周辺には駐車場やトイレ、休憩施設等が十分に整備されておらず、来訪者が快適に周遊できる環境だとは言い難い。設置されている案内板や説明板については、デザインの統一感に乏しく、外国語が併記されていないものが多い。

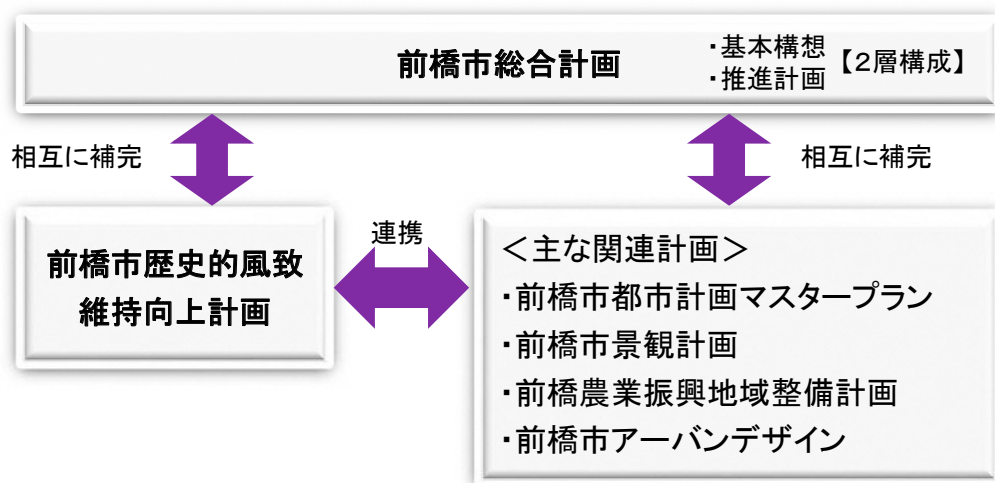
また、中心市街地には本市を象徴する歴史的資源が残存し、特に臨江閣を中心とする前橋公園一帯には歴史情緒が感じられるものの、駅や官庁街に比べて拠点機能が弱く、十分な周遊性を生み出せていない。このため、歴史や文化などの前橋の魅力を効果的に伝えられる環境づくりや、観光の目玉となる拠点施設の整備が求められる。

２ 既存計画（上位・関連計画）

本計画は、令和３年（2021）３月に策定した「第七次前橋市総合計画」を相互に補完する計画である。

さらに、「前橋市都市計画マスタープラン」や「前橋市景観計画」等関連計画との整合、連携を図り、前橋市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

また、本計画は歴史まちづくり法第５条の規定に基づく認定計画として、当市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、各種事業の推進に努める。



図：上位計画、関連計画と関係法令との位置づけ

(1) 総合計画

本市では、将来都市像『新しい価値の創造都市・前橋』の実現に向けて、平成30年(2018)3月に「第七次前橋市総合計画(以下、総合計画)」を策定した。計画期間は2018年度から2027年度までの10年間である。策定後は、行政評価の結果や社会状況等の変化を踏まえ3～4年ごとに見直しを行っており、令和3年(2021)年3月に改訂を行った。

総合計画は基本構想と推進計画の2層構成となっている。基本構想では、まちづくりの基本理念を表す「ビジョン」とまちづくりを推進するための「政策方針」を定め、推進計画では、まちづくりの方向性、重点的に推進するテーマや施策等を示している。

政策方針では、将来都市像に『新しい価値の創造都市・前橋』を掲げ、その実現のために展開すべき政策別の指針として6つのまちづくりの柱を示している。このうち「シティプロモーション」では、「地域のブランド力を強化し、人々の関心や愛着を高め、住んでみたい、住み続けたいまちにします」と掲げている。推進計画では、これを実現するための重点施策の一つとして「地域資源を活かした新たな観光振興」を挙げ、歴史文化遺産を活用した様々な事業を推進している。

○ビジョン

『めぶく。～良いものが育つまち(Where good things grow.)～』

○将来都市像

『新しい価値の創造都市・前橋』

市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝くことにより
新しい前橋らしさを創造するまち

○まちづくりの柱

- ①教育・人づくり ②結婚・出産・子育て ③健康・福祉
④産業振興 ⑤シティプロモーション ⑥都市基盤

人口減少社会にあっても、都市として発展を遂げていくためには、都市の魅力を高めることが大切です。

地域のブランド力を強化し、人々の関心や愛着を高め、住んでみたい、住み続けたいまちにします。

基本構想

【魅力あふれるまちづくり（シティプロモーション）】前橋らしさの創出

1 地域資源を活かした新たな観光振興



目標

前橋の持つ地域資源を活用した観光・歴史文化・スポーツ振興を推進し、まちににぎわいをもたらします

- 豊かな自然環境と地域観光資源を活かした観光振興による、外国人を含めた関係人口の増加と地域産業の活性化
- **全国に誇れる歴史文化遺産を活用した「歴史観光都市まえばし」の確立**
- 優れた文化芸術拠点の活用による関係人口の増加
- スポーツ大会等の支援によるスポーツ振興と経済の活性化

現状と課題

民間の力を活かした豊かな自然や観光資源の利用に加え、歴史文化・スポーツを活用した観光振興が求められています

- 赤城山頂地域は県立公園であり、自然保護と調和を図った活用の必要性
- 新たな生活様式に対応したイベントの開催
- **前橋を象徴する歴史的ストーリーの顕彰・発信と歴史文化遺産の具体的な活用**
- 文化や芸術に触れる機会の創出
- 健康増進や生活を豊かにすることだけでなく、観光振興や産業活性化等も含めた、スポーツが果たす役割の見直しの必要性

推進計画の重点施策

(2) 前橋固有の歴史文化遺産と文化芸術拠点の活用により、関係人口の増加を目指します

- 前橋固有の歴史文化遺産の活用と発信
- 歴史文化遺産の持続的な顕彰作業と将来への継承
- 歴史と文化に立脚した地域づくりと前橋らしい「おもてなし」の創出
- 歴史的風致維持向上計画の策定と推進
- 前橋文学館やアーツ前橋等の文化芸術拠点の活用

成果指標

文化芸術施設の利用者数（年間）

実績（2015）

438,005人

現状（2019）

437,405人

目標（2024）

494,000人

※2016年度は市民文化会館が耐震改修工事に伴う休館のため、実績値を2015年とするもの。

市民・企業・団体・行政の役割

市民

- 本市の誇りある歴史文化の認識の向上
- 歴史と文化に立脚した個性ある地域づくりの推進
- 市外からの来客に対する語り部としての対応
- 講座やイベントへの参加

企業・団体

- 歴史と文化を背景とした個性ある商品・サービスの開発と提供
- 歴史文化イベントやおもてなし企画へのスポンサー対応
- 歴史的・文化的資源の保存に対する積極的な支援
- 文化芸術に触れる機会の提供

行政

- 魅力ある歴史文化イベントの開催
- 訪問者に対するおもてなしサービスの構築
- 歴史文化遺産を次世代に引き継ぐための体制構築
- 関連都市との相互交流の促進
- 文化芸術活動への支援

施策の方向性

(2) 都市計画マスタープラン

本市の都市計画マスタープランは、平成 16 年（2004）の市町村合併に対応した新たな都市計画マスタープランとして平成 21 年（2009）3 月に策定し、その後社会情勢に対応した見直しや施策・事業の進捗による時点修正を行うため、平成 27 年（2015）3 月及び令和 2 年（2020）5 月に改訂した。

都市計画マスタープランでは、本市が目指すべき将来都市像を「新しい価値の創造都市・前橋」とし、その実現に向けて都市づくりを進めている。

都市づくりの理念と目標

本市は、豊かな自然を有する旧 4 町村との合併を踏まえ、それぞれの地域特性を考慮しながら市街地空間と田園空間の調和した将来都市像を実現していくために、これまでの取組みは継承しつつ、さらに、土地利用の規制・誘導や都市施設の整備、市街地開発事業等による整備、開発及び保全、都市計画区域の統合や拡大などにより、一つの都市として総合的に取り組んでいきます。

将来都市像 「新しい価値の創造都市・前橋」

都市づくりの理念

多様な都市機能の備わったにぎわいのある市街地環境づくり
豊かな自然と地域特性を活かした潤いと安らぎのある居住環境づくり

前橋市が目指すコンパクトなまちづくり

ひとつの都市として
市全体が地域とともに発展する
コンパクトなまちづくり



地域が連携しながら、それぞれ発展することにより、市全体の発展を促す。

都市づくりの基本目標

- 市の発展、都市活力の創出の中心となる都心核・地域核の形成
- 地域の発展や地域住民の生活を支える地域拠点・生活拠点の形成
- 誰もが快適に移動できる公共交通を中心とした交通ネットワークの形成
- すべての人々が生き生きと暮らせる居住環境の形成
- 都市と自然が調和した土地利用の推進

政策テーマ別構想

1：本市の特性を踏まえた 『コンパクトなまちづくり』

- ①市あるいは地域の発展をけん引する都心核等の形成
- ②都心核等の連携強化
- ③魅力と求心力ある中心市街地の整備
- ④自然と市街地が共生できる土地利用の実現
- ⑤公共施設の適正な見直しと市有資産の活用

3：自然と調和し魅力を創出する 『美しい景観のまちづくり』

- ①原風景を守り、生きた資源として継承する
- ②誰もが主体性をもって景観づくりに取り組む
- ③景観資源を活用し、地域力の向上を図る

5：いつまでも住み続けることができる 『安全安心なまちづくり』

- ①災害に強いまちづくり
- ②すべての人が活動しやすい都市空間の整備
- ③高齢者や障害のある人などの生活を支えるまちづくり
- ④交通安全や防犯に配慮したまちづくり

2：良好な自然環境を次世代に継承する 『環境負荷の少ないまちづくり』

- ①環境にやさしく、調和のとれた市街地環境の形成
- ②自然環境の保全・活用
- ③環境にやさしい公共交通を中心としたまちづくり
- ④環境に配慮した施設整備

4：地域資源を活用した 『活力のあるまちづくり』

- ①力強い農林業との連携
- ②活気ある工業との連携
- ③活気ある商業との連携
- ④地域の特性を活かした観光振興との連携
- ⑤産業振興を支える交通環境の充実

本市の豊かな自然環境や、歴史・文化的資源を未来へ継承するとともに、本市の活力を創出する観光資源として積極的に活用していくため、地域資源の掘り起こしを図りながら、その魅力を一層高めていくためのまちづくりを推進します。特に、赤城山南麓はスローシティとして、地域の食や農産物、生活・歴史文化や自然環境を大切にしたい個性・多様性を尊重する新たなまちづくりを目指します。併せて豊かな自然環境、集積する観光スポットなど多くの観光客のニーズがあることから、自然環境の保全や観光振興に寄与する土地利用の適正な誘導や環境整備を推進します。

基本方針

「前橋市景観計画」(H21.10)における基本テーマ「振り返りたくなる風景がある」を考慮し、現在の美しい前橋の風景を保全し、将来の質の高い景観を形成していくことで『美しい景観のまちづくり』に取り組んでいきます。

①原風景を守り、生きた資源として継承する

本市の原風景の根幹をなす赤城山の眺めや自然風景を保全するとともに、歴史ある多種多様な景観資源を、地域の中で生かしながら継承していきます。特に市街地においては、人々の生活と密接に関係した魅力ある風景を守りながら、産業の発展やインフラ整備と連動した景観づくりに取り組みます。

②誰もが主体性をもって景観づくりに取り組む

地域の景観資源を住民と行政の間で共有化し、地域の原風景は地域住民が、政策的に取り組むべき地区等については行政が、それぞれ主体となって守り活用していきます。また、地域資源を子どもたちに伝える地域教育の体制づくりや、コミュニティ活動の活性化を通じた地域づくり、景観づくりに取り組みます。

③景観資源を活用し、地域力の向上を図る

今に生きる赤城山信仰や、その物語性から生み出された景観資源について、風景と対をなす形でストーリーを紡ぎ、地域の誇りと訪れた人の心に訴えかける観光戦略として活用します。また、広瀬川やケヤキ並木通りなど、前橋を象徴するシンボリックな景観資源については、市民のみならず訪れた人の親しみや愛着を感じられる街並みへと育てていきます。

(3) 景観計画

本市では、平成5年(1993)に「前橋市都市景観条例」、平成8年(1996)に「前橋市都市景観形成基本計画」を策定するなど、平成16年(2004)の景観法制定以前から景観行政に取り組んできた。

平成21年(2009)に中核市へと移行し景観法に基づく景観行政団体となった本市は、平成21年(2009)に「前橋市景観計画(以下、景観計画)」を策定、平成22年(2010)に「前橋市景観条例(以下、景観条例)」を施行した。また、「水と緑と詩のまち」前橋のシンボルである中心市街地の広瀬川河畔地域を景観条例に基づく景観形成重点地区に指定するにあたり、平成29年(2017)に景観計画の追加と景観条例の改正を行った。

景観計画では、前橋市全域を対象区域とし、「振り返りたくなる風景がある」のテーマのもと、前橋の風景の根幹をなす赤城山の眺めを主軸に置いた景観形成に取り組んでいくこととしている。

また、質の高い景観を形成していくために、土地利用の方向性や都市構造、景観資源との関係性によって13の景観類型に区分し、それぞれの類型ごとに「調和ある景観形成基準」を定めている。

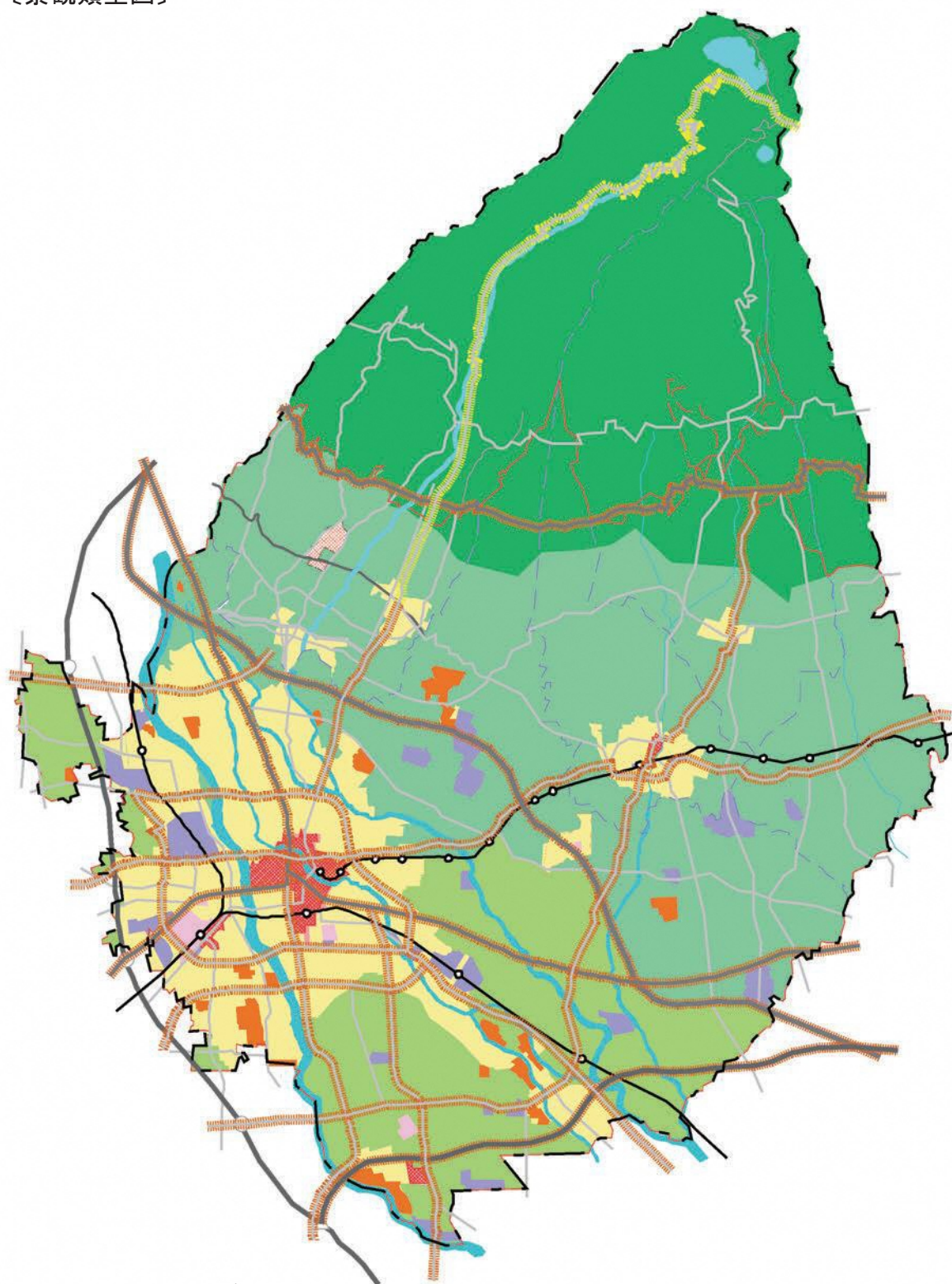
振り返りたくなる風景がある				
畏敬の対象 赤城神社、 土着信仰、 治水の歴史	ふるさとの誇り 影牛、 地域ごとに ことなる山	生み出す 古代から歴史を 古墳、 古代集落跡、 神社仏閣	五感の対象 赤城おろし、 川風、雪、 季節の花、 香り、風音	生業を支える 豊かな水、 豊かな土地、 産業

景観計画のテーマ

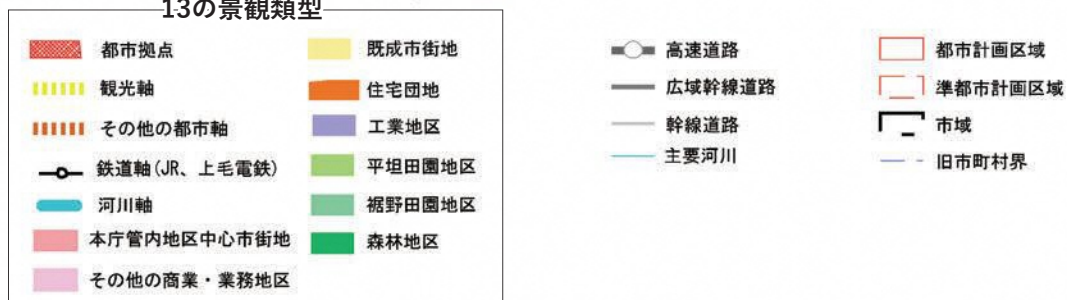
景観形成方針	I 赤城山等が創り出す眺めの保全 II 地形によって造形された田園風景の継承 <u>III 異風景を創り出す、多種多様な景観資源の継承</u> IV 無数の河川景観と湖沼景観の保全及び川と橋のある風景の創出 V ランドマークとなる樹木群や大木の保全 <u>VI 中心市街地の再評価・現在価値化</u> VII 進化するまちにおける景観形成の誘導
体制整備方針	I 地域資源を育てる体制づくり II 突出した資源を活かした先導的景観を創り出すための体制づくり III 原風景として残る景観をつくる体制づくり <u>IV 地域教育の体制づくり</u> V 成熟した地域コミュニティをもつ住宅団地環境の次世代への継承
観光戦略方針	<u>I 日本古来の自然崇拝としての赤城山信仰の表層化</u> <u>II 前橋ブランド観光戦略</u> <u>III こだわりの前橋(見直される風景)観光戦略</u> IV 「異風景ゾーン」の演出

景観計画の方針

〔景観類型図〕



13の景観類型



（４）農業振興地域整備計画

本市では、昭和 44 年度（1969）に農業振興地域の指定を受け、昭和 45 年度（1970）に「前橋農業振興地域整備計画（以下、農振計画）」を策定し、平成 29 年度（2017）に最終の変更を行った。

農振計画は第 1 から第 8 までの計画で構成されており、本市の農業が持続的に発展するための方針や施策が掲げられている。

《農振計画の構成》

- 第 1 農用地利用計画
- 第 2 農業生産基盤の整備開発計画
- 第 3 農用地等の保全計画
- 第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- 第 5 農業近代化施設の整備計画
- 第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- 第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- 第 8 生活環境施設の整備計画

《本市の農業施策目標》

- I 国内外の競争に打ち勝つ力強い農業の実現を目指す。
- II 農業所得の向上と雇用の創出に繋がる攻めの農業を目指す。
- III 持続的な農業生産活動の展開を目指す。

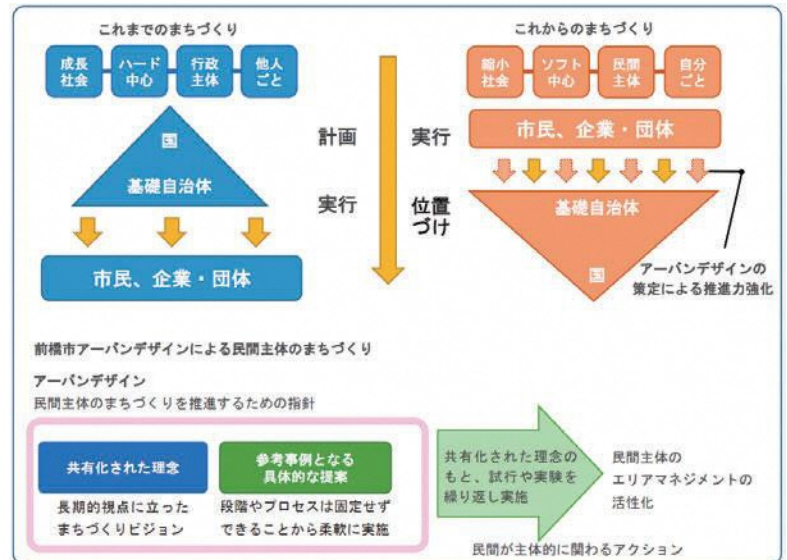
＜重点振興策＞

- ① 消費者から信頼される安全・安心な前橋産農畜産物の生産・加工・流通・販売の振興を図り、「選ばれる商品」としての本市独自の「発信力」を確立する。
- ② 食品製造副産物や規格外農産物等の有機質資源を貴重な地域資源と捉え、エコフィードとしての活用により飼料自給率を向上させる取り組みを推進していく。
- ③ 関係機関等との連携強化により、東南アジア諸国等への本市農畜産物の販売促進活動を推進し、農業所得の向上を図る。
- ④ 自立した優れた経営感覚を持つ農業経営体を育成するとともに、地域資源の特性を活用した農畜産物の生産から加工、販売までを行う農業の 6 次産業化を推進し、農業所得の向上を図る。
- ⑤ 「選択と集中」により、意欲と能力のある認定農業者や地域農業の担い手である集落営農法人等を育成・確保するとともに、これらの地域農業の担い手の拡充による就業機会の拡大を図り、雇用の創出と農業従事者の安定的な収入確保を目指す。
- ⑥ 地域資源と先端技術を組み合わせた次世代型農業の推進を図り、省エネルギー化と併せて儲かる農業の仕組みづくりに対して支援していく。
- ⑦ 認定農業者や地域農業の担い手である集落営農法人等への農業の生産基盤である農地の集積・集約化を促進し、効率的な農業生産基盤の整備と農地の有効利用を図る。
- ⑧ ほ場や農業近代化施設など、農業生産のための基礎的な資源の整備・拡充を行う。
- ⑨ 高齢者や女性等の多様な労働力の活用、都市住民との交流など、「市民力・地域力」を活かした「実効性の高い農業戦略」を展開する。
- ⑩ 野生鳥獣被害により担い手の耕作意欲を減退させ、このことが遊休農地になる要因にもなることから、有害鳥獣の捕獲や侵入防止対策を推進していく。

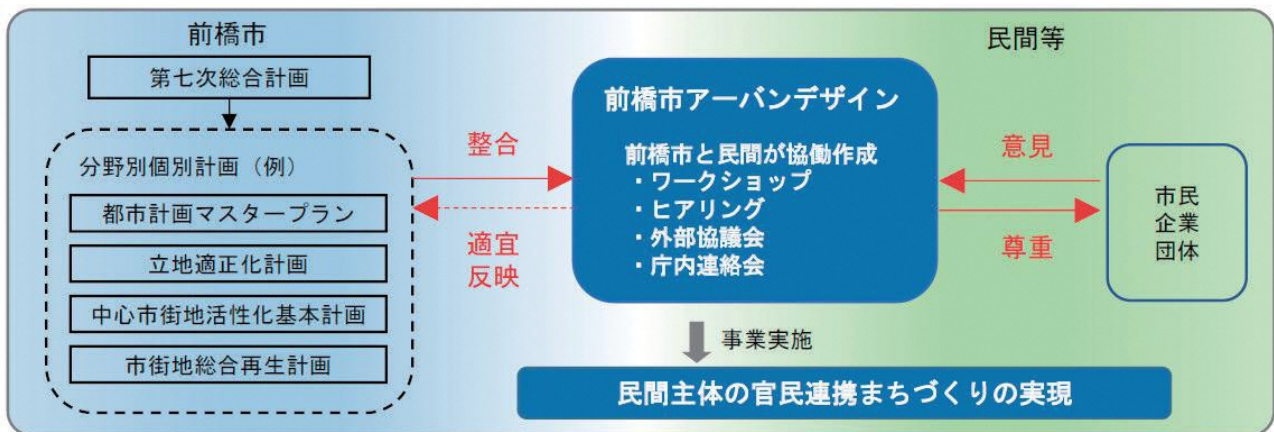
(5) アーバンデザイン

本市では、近年、官民連携の様々な取り組みが活発化している。こうした状況下で民間主体のまちづくりを推進するための羅針盤として、令和元年（2019）に官民協働で「前橋市アーバンデザイン（以下、アーバンデザイン）」を策定した。

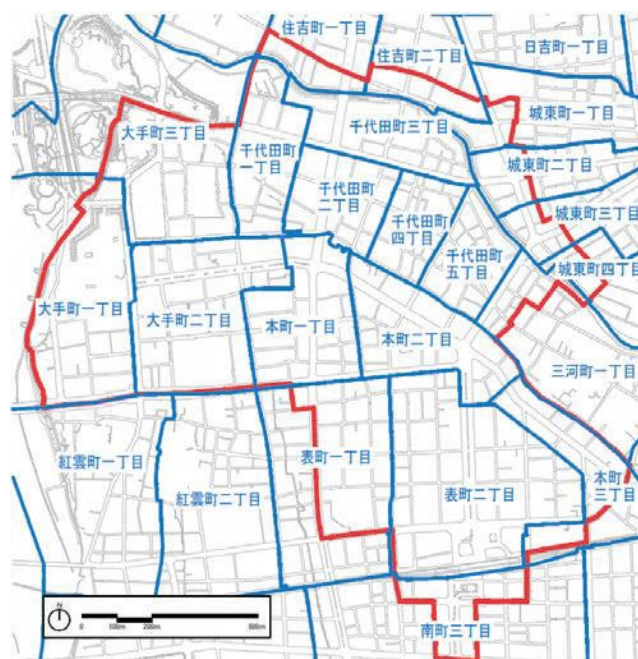
アーバンデザインとは、中心市街地に関係する取り組みなどの方向性と整合性を持ったまちづくりのイメージを示したもので、官と民が連携したまちづくり活動を進める際の指針としている。策定区域は下図のとおりである。



図：策定の趣旨とねらい



図：アーバンデザインの位置づけ



図：アーバンデザイン策定区域

アーバンデザインではまちづくりの方向性として、①都市の便利さと自然と暮らす居心地の良さを兼ね備えたまちづくり「エコ・ディストリクト」、②住・職・商・学といった複数用途の混在したまちづくり「ミクストユース」、③地域固有の資源を最大限活用したまちづくり「ローカルファースト」の3つを挙げている。また、まちづくりの方向性に基づき8つの指針を示し、これに配慮するような形で、まちの構成要素である街路・オープンスペース・土地利用の3つのテーマについてまちづくりの長期プランを示している。こうした前提を踏まえワークショップ参加者や関係者から聞き取りしたイメージやアイデアを示す一つの形として、個別エリアごとに「まちの将来像」のイメージ図を作成し、地域による議論を経た柔軟な形での実行を見込んでいる。



さらに、将来像を実現させるために必要な個々のデザインやしつらえについて、配慮すべき視点をガイドラインとしてまとめている。

策定後は、行政や都市再生推進法人、民間企業が連携しながら、アーバンデザインを実現していくための短期的・長期的な取り組み（モデルプロジェクト）を推進している。

将来的には、様々な民間まちづくり活動が行政に過度に依存せず自立的に、かつ、持続的・安定的に行われることを目指している。

項目	指 針
建築物	A. 屋内外のつながり促進
	a. セットフロント 前進し賑わいを外へ出そう
	b. 開口 開口を大きく取ろう
	c. 配置 まちに向いた配置計画をしよう
	d. 夜間や閉店時 閉店時にも配慮を
	B. 地上階の賑わいの創出
	a. 用途 賑わい用途を配置しよう
	b. 出入口 街路からそのままアクセス
	c. 緑化 まちを緑で演出しよう
街路やオープンスペース	d. ショーウィンドウ 店舗の魅力も漏れ出そう
	C. 中心市街地の特長強化
	a. ボリューム エリアのボリューム感を保とう
	b. 街角のしつらえ 街角にアイキャッチを
	c. リノベーション 既存の建物を生かそう
	A. まちを歩きたくなるような賑わいの演出
	a. アメニティ 屋外にアメニティを置こう
	b. イベント イベントで相互交流を促進
	c. 中庭 中庭で奥行きのあるまちを演出
B. 自然環境への配慮	d. パブリックアート アートでまちにアクセントを
	a. 緑化 緑化による環境配慮
	b. 水 親水性を高めよう
	c. 環境配慮 環境に優しい取り組みを

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史まちづくりの基本理念

現代の暮らしへとつながる本市の歴史をみると、都市消滅の危機に見舞われるたび、官民連携によって事態を克服してきた過去がある。また、「生系のまち」として栄え、「県都」として群馬を牽引してきた本市であるが、現在は、都市活力の低下が懸念されて久しく、以前と比べて生系のまちの歴史認識や県都の誇りの意識もまた低下しており、歴史上の「第五の危機」にあるといえる。

そうした中、近年になって官民連携によるまちづくりの動きが再加速し始めており、危機に立ち向かっていった歴史的経緯を彷彿とさせる状況にある。そこで、この機運に乗じ、第五の危機を乗り越え、質感の高い都市を実現するため、『『関東の華』・『生系のまち』の歴史を継承し、官民が連携して前橋の誇りを取り戻す』ことを歴史的風致の維持及び向上にかかる基本理念（コンセプト）とする。

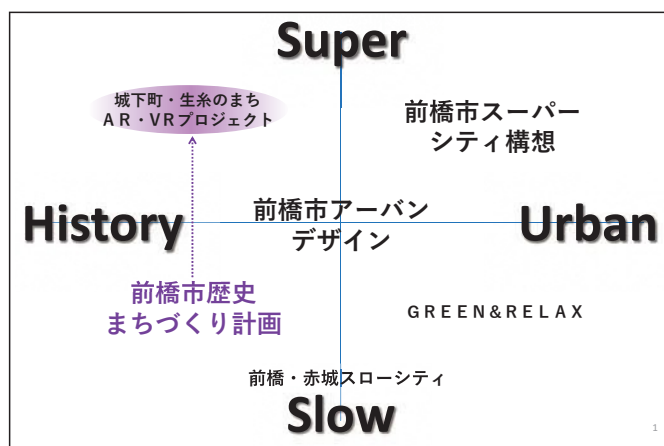
基本理念(コンセプト)

**「関東の華」・「生系のまち」の歴史を継承し
官民が連携して前橋の誇りを取り戻す**

(2) 歴史まちづくりの将来都市像

本市の最上位計画である総合計画では、まちづくりの基本理念であるビジョンを「めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～」とし、将来都市像を「新しい価値の創造都市」と定めている。本計画は、総合計画を補完し、将来都市像の達成に寄与するものであることから、目指すべき方向性を同じくする必要がある。

まず、本市の街なかにおけるまちづくりは、今後、官民共有の羅針盤であるアーバンデザインに基づくこととしており、本計画はアーバンデザインを一部具体化する位置付けとなっている。こうしたことから、街なかについては「歴史まちづくり」と「アーバンデザイン」を同時並行的に推進し、歴史的なものと都市的なものが共存する現在の街並みに由来して、「History × Urban」をその方向性とする^{ヒストリークロスアーバン}ことが考えられる。



本市が推進する「スーパーシティ」・「スローシティ」・「アーバンデザイン」・「歴史まちづくり」の関係性

一方、本市全体に目を移すと、赤城の山頂から南部の田園地帯まで、それぞれの地域に多様な歴史の蓄積があり、変化に富む街並みが広がっている。時代によっては市・町・村に分かれていた本市も、相対的にみれば、概ね現在の都市圏の中で一体となって「前橋らしさ」を構成してきたと考えられる。このため、歴史まちづくりの方向性としては、総論的には都市部の大局的な歴史観がベースにあるとしても、各地域それぞれの歴史的な歩みを尊重する形で、「一つの前橋」として質感を高めていくという考え方も重要となる。

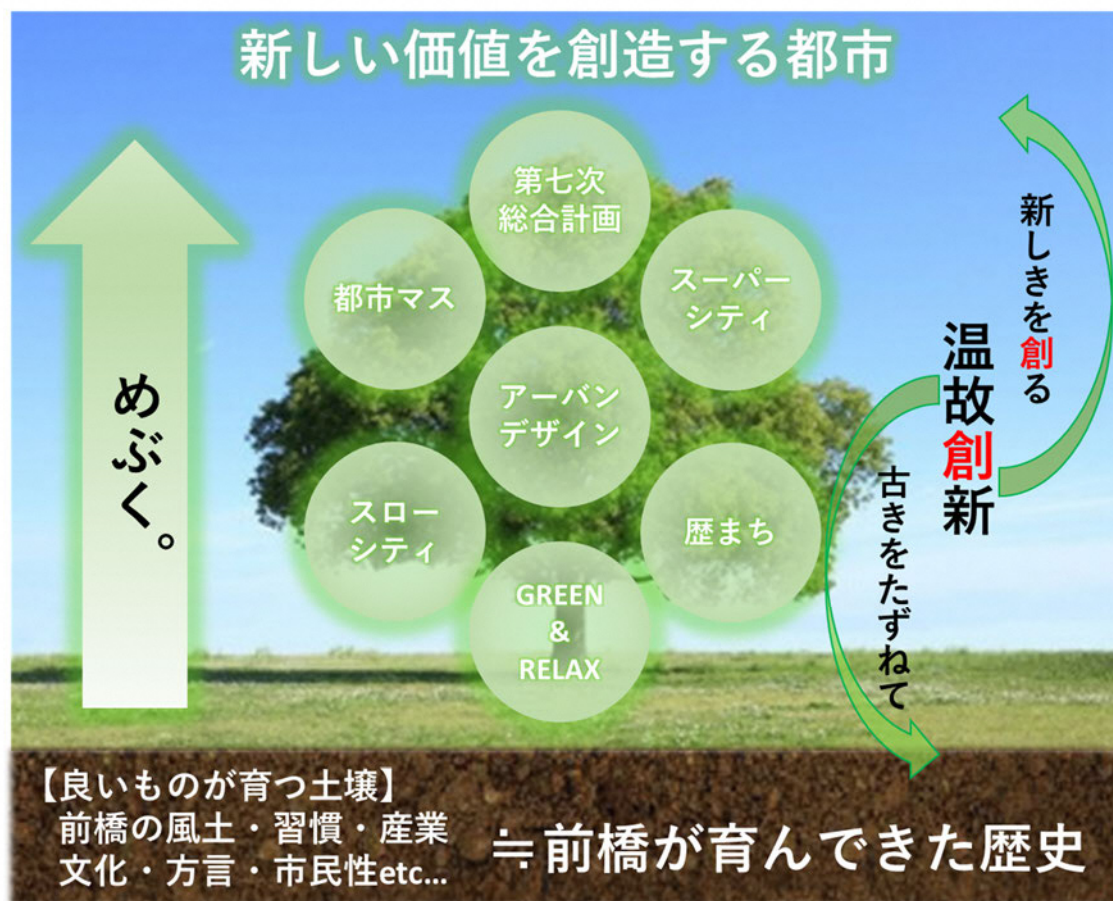
こうした「History×Urban」、「『一つの前橋』としての質感」といった考え方は、表現こそ異なるものの、歴史的なものと都市的なものが共存する街並みや各地域の歴史的経緯を生かしてさらなる「前橋らしさ」を磨いていくという意味では同じ考え方であるといえる。そこで、歴史的風致の維持及び向上にかかる将来都市像は、故事成語・温故知新の造語である「温故創新～過去を共有して未来を創る～」とする。

歴史まちづくりにおける将来都市像



古きをたずねて新しきを創る

過去を共有して未来を**創る**



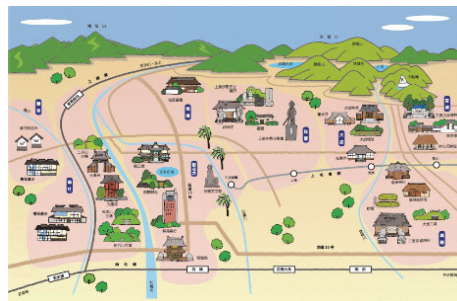
なお、温故創新でいうところの「過去を共有して（古きをたずねて）」とは、前橋の歴史を土台とするという意味であり、総合計画のビジョン「めぶく。」の土台である「良いものが育つ土壌」と概ね同じである。このため、「過去を共有して（古きをたずねて）未来を創る（新しきを創る）」とは、「めぶく。」と同じ概念であり、なおかつ、創新は「イノベーション（新しい価値の創造）」を意味する言葉でもあることから、総合計画の将来都市像を包含する考え方であるといえる。

また、歴史まちづくりの将来都市像を立案する過程で考案された、街なかの「History×Urban」の方向性は、前橋らしい街並みの源泉である「歴史的なものと都市的なものの共存」を磨いていこうとする

ものであり、平成 27 年（2015）に提出された歴史文化遺産活用委員会第 1 期提言書に示される「前橋を象徴する歴史空間の創造」を具現化する考え方である。同じく、『『一つの前橋』としての質感を高める』という考え方については、各地域の歴史的経緯を生かして都市全体で前橋らしさを磨いていこうとするものであり、平成 29（2017）に提出された第 2 期提言書に示される「歴史空間をつないだ『歴史回廊化』」と同じ方向性である。



歴史文化遺産活用委員会第 1 期提言書
歴史都市まえばし未来イメージ図



歴史文化遺産活用委員会第 2 期提言書
まえばし歴史空間マップ

（3）歴史まちづくりの三指針

将来都市像である温故創新の具現化に向けて、前述のとおり「History×Urban」の考え方や「一つの前橋としての質感を高める」という観点から、取り組みの目安となる 3 つの指針を定める。

歴史まちづくりの三指針

■調べる・魅せる・保全する

価値あるものに価値づけを行い、目に見える形にすることで適切な保全を図る。

■揃える・整える

それぞれの地区の歴史的実態に即した景観施策を実施する。

■高める・創出する

前橋の歴史性を象徴し、質感を高めるアクセントとなるポイントを創出する。

①調べる・魅せる・保全する

ア 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

まず、未指定建造物の調査を行い、歴史的・文化的に価値の高い建造物等の把握に努める。

そのうえで、本市の歴史的風致を構成する建造物で現存しているものについては、文化財としての価値づけを行い、指定・登録の推進を図る。併せて、文化財の魅力を表出させ、目に見えるような形でその価値を伝えられるよう、保存活用計画の策定を進める。

また、歴史的な側面からだけでなく、新しい付加価値を与えて活用できるよう、文化財保存活用地域計画を策定する。文化財保存活用地域計画や個々の保存活用（管理）計画の策定後は、それらの計画に沿って適切な保存・活用を図るとともに必要な修繕や整備は積極的に行う。

以上の点について方針どおり進めていくため、組織、機構のあり方について、検討を行う。

イ 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する方針

指定だけでなく、未指定を含めた無形の民俗文化財の調査や記録、情報発信について検討し、祭礼や行事の円滑な継承につなげる。そのうえで、学校教育の場や地域の育成会等と連携協力しながら、後継者の発掘・育成を行う。

また、活動の担い手となっている団体の負担軽減のため、行事や祭礼で使用する備品の保全・修繕について支援を行う。

ウ 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する方針

既存のイベントや市民学芸員によるガイド活動、前橋学ブックレットの発行については、既に市民に定着し始めていることから、今後も継続し更なる魅力発信に努める。また、新たな取り組みとして、各地域の歴史的資源について社会科見学を行う等、子供たちが歴史的風致を体感できる機会を創出する。さらには従来のやり方にこだわらず、AR (Augmented Reality、拡張現実) や VR (Virtual Reality、仮想現実) の技術を活用し、若い世代にも興味関心を持ってもらえるような方法で情報発信を行う。

②揃える・整える

ア 周辺環境の景観保全・形成に関する方針

歴史的風致周辺での景観保全・形成については、今ある景観に大きく手を加えることはせず、条例による規制やガイドラインによる誘導で、緩やかに揃える・整えることを基本とする。

古くからの街並みが残る街道や農村集落においては、現状の集落景観を保全するとともに、集落景観に馴染んだ周辺環境の整備を行う。

文化財や歴史的風致形成建造物の周辺では、急激な景観の変化を防ぐための規制を検討する。

③高める・創出する

ア 歴史的風致を活用したまちづくりに関する方針

前橋の歴史性を象徴する施設の移築・復元や民間投資意欲を増進する街なみ整備等、まちの拠点となる駅周辺や主要な通りにおいてアクセントを創出するようなメリハリのある整備を検討する。

歴史的風致を感じさせる質感のあるまちづくりを行うために、ヒストリックランドマーク（地域の歴史的シンボル）の整備・活用に取り組む。

イ 周遊性の向上に関する方針

主要な歴史的資源の周辺において来訪者が歴史的風致を感じながら安心して散策できるよう、周辺の環境整備を検討する。歴史的資源が市内に散在していることから、各資源をネットワーク化し、観光コースを確立して前橋市全体で観光地としての魅力を高める。案内板、説明板や、ヒストリックランドマーク（地域の歴史的シンボル）等を改修又は整備するにあたっては、誰もが分かりやすく歴史的資源に触れられるよう、デザインの統一と外国語の併記、適切な維持管理に努める。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、事務局となる都市計画課景観・歴史まちづくり係と、歴史文化・文化財等に関わる部局との連携を緊密に図る必要がある。計画策定時に設置した関係各課課長で組織する「前橋市歴史まちづくり推進委員会」を引き続き設置し、連絡調整や実施状況の管理・評価を行う。また、国や群馬県の関係機関と協議を行い、指導や支援を得て適切に計画を推進していく。

外部の有識者で組織する法定の「前橋市歴史的風致維持向上協議会」については、計画策定後も定期的に開催し、計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。なお、必要に応じて、景観審議会、都市計画審議会や文化財調査委員会等の関係審議会や、市民・所有者・事業者・市民団体などとの連絡・調整を行うものとする。

